

「玄海原子力発電所2号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前 (2020年9月8日 事前了解願い)	変更後 (今回)	備考
<p>・燃料貯蔵設備の解体は、核燃料物質の燃料貯蔵設備外への搬出後に実施する。</p> <p>・廃止措置期間中の保安のために必要な設備については、その機能を廃止措置の進捗に応じて維持管理する。</p> <p>・解体工事準備期間には、汚染状況の調査、汚染のない設備の解体撤去等を実施する。(添付-4参照)</p> <p>(3) 安全確保対策 解体工事に当たっては、解体工事準備期間中に工事対象範囲の汚染状況の確認を行い、その結果に基づき、安全確保対策を講じる。 なお、解体工事準備期間中の作業に伴う総被ばく線量は、約0.2人・Svと想定している。</p> <p>○放射性物質の漏えい及び拡散防止 ・工事により発生する気体、液体の放射性廃棄物が施設外へ漏えい、拡散しないように、既設の設備を用いて、適切に処理する。 ・放出管理及び周辺環境に対する放射線モニタリングを実施する。</p> <p>○放射線業務従事者の被ばく低減 ・解体設備の汚染レベル等により、汚染の除去や水中での解体を実施する。 ・必要に応じ、放射線遮へい、遠隔操作装置の導入、立入制限を行うとともに、マスク等の防護具を着用する。</p> <p>○事故防止 ・維持管理している設備へ影響のない工事方法とする。 ・火災、爆発防止のため難燃性の資機材の使用、可燃性ガスの管理を徹底する。 ・重量物に適合したクレーン等の揚重設備を使用する。</p> <p>○労働災害の防止 ・高所作業対策、感電防止対策、粉じん障害対策、騒音防止対策等を実施する。</p> <p>3. 性能維持施設 (1) 性能維持施設 廃止措置を安全に進める上で、放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建屋等の性能維持施設を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。 (添付-5及び添付-5(補足)参照) 廃止措置の進捗に応じて、性能維持施設を変更する場合は、廃止措置計画の変更を行う。</p> <p>(2) 性能維持施設の施設管理</p>	<p>・燃料貯蔵設備の解体は、核燃料物質の燃料貯蔵設備外への搬出後に実施する。</p> <p>・廃止措置期間中の保安のために必要な設備については、その機能を廃止措置の進捗に応じて維持管理する。</p> <p>・解体工事準備期間には、汚染状況の調査、汚染のない設備の解体撤去等を実施する。(添付-4参照)</p> <p>(3) 安全確保対策 解体工事に当たっては、解体工事準備期間中に工事対象範囲の汚染状況の確認を行い、その結果に基づき、安全確保対策を講じる。 なお、解体工事準備期間中の作業に伴う総被ばく線量は、約0.2人・Svと想定している。</p> <p>○放射性物質の漏えい及び拡散防止 ・工事により発生する気体、液体の放射性廃棄物が施設外へ漏えい、拡散しないように、既設の設備を用いて、適切に処理する。 ・放出管理及び周辺環境に対する放射線モニタリングを実施する。</p> <p>○放射線業務従事者の被ばく低減 ・解体設備の汚染レベル等により、汚染の除去や水中での解体を実施する。 ・必要に応じ、放射線遮へい、遠隔操作装置の導入、立入制限を行うとともに、マスク等の防護具を着用する。</p> <p>○事故防止 ・維持管理している設備へ影響のない工事方法とする。 ・火災、爆発防止のため難燃性の資機材の使用、可燃性ガスの管理を徹底する。 ・重量物に適合したクレーン等の揚重設備を使用する。</p> <p>○労働災害の防止 ・高所作業対策、感電防止対策、粉じん障害対策、騒音防止対策等を実施する。</p> <p>3. 性能維持施設 (1) 性能維持施設 廃止措置を安全に進める上で、放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建屋等の性能維持施設を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。 (添付-5及び添付-5(補足)参照) 廃止措置の進捗に応じて、性能維持施設を変更する場合は、廃止措置計画の変更を行う。</p> <p>(2) 性能維持施設の施設管理</p>	<p>(変更箇所なし)</p>

「玄海原子力発電所2号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願ひ）	変更後（今回）	備 考																												
<p>性能維持施設については、必要な期間中、必要な機能及び性能を維持できるよう、「保安規定」に施設管理計画を定め、これに基づき施設管理を実施する。</p> <p>(3) 性能維持施設のうち共用施設における維持管理 1号機、3号機又は4号機との共用施設における施設管理を含めた維持管理の考え方は以下のとおりである。</p> <p>① 1号機との共用施設については、2号機にて機能及び性能を維持管理する。</p> <p>② 1号機、3号機及び4号機との共用施設については、3号機又は4号機にて機能及び性能を維持管理する。</p> <p>③ 1号機及び4号機との共用施設については、4号機にて機能及び性能を維持管理する。</p> <p>④ 1号機及び3号機との共用施設（蒸気発生器保管庫）については、2号機にて機能及び性能を維持管理する。</p> <p>4. 核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p>(1) 核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="276 1024 1130 1325"> <thead> <tr> <th>貯蔵場所</th> <th>種 類</th> <th>体 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号機原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料</td> <td>84体</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2号機原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）</td> <td>新燃料</td> <td>28体</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料</td> <td>254体</td> </tr> <tr> <td>4号機燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）</td> <td>使用済燃料</td> <td>168体</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 管理及び譲渡し 使用済燃料は、譲り渡すまでの期間、2号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピット及び4号機燃料取扱棟内の使用済燃料ピット（1号機、2号機及び4号機共用）に安全に貯蔵する。 これらの使用済燃料は、専用の使用済燃料輸送容器を使用して、廃止措置終了前までに再処理事業者に譲り渡すが、2054年度までの可能な限り早い時期に搬出するように努める。 また、新燃料は、解体工事準備期間から原子炉周辺設備等解体撤去期間の中で加工業者に譲り渡す。 なお、新燃料及び使用済燃料の運搬は、関係法令を遵守して実施する。</p> <p>5. 核燃料物質による汚染の除去 放射能レベルが比較的高い原子炉本体等は、時間的減衰を図る。機器及び</p>	貯蔵場所	種 類	体 数	2号機原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備	新燃料	84体	2号機原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）	新燃料	28体	使用済燃料	254体	4号機燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）	使用済燃料	168体	<p>性能維持施設については、必要な期間中、必要な機能及び性能を維持できるよう、「保安規定」に施設管理計画を定め、これに基づき施設管理を実施する。</p> <p>(3) 性能維持施設のうち共用設備における維持管理 1号機、3号機又は4号機との共用設備における施設管理を含めた維持管理の考え方は以下のとおりである。</p> <p>① 1号機との共用設備については、2号機にて機能及び性能を維持管理する。</p> <p>② 1号機、3号機及び4号機との共用設備については、3号機又は4号機にて機能及び性能を維持管理する。</p> <p>③ 1号機及び4号機との共用設備については、4号機にて機能及び性能を維持管理する。</p> <p>④ 1号機及び3号機との共用設備である蒸気発生器保管庫については、3号機との共用の運用開始前までは2号機にて機能及び性能を維持管理し、共用の運用開始後は3号機にて機能及び性能を維持管理する。</p> <p>4. 核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p>(1) 核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1457 1047 2294 1348"> <thead> <tr> <th>貯蔵場所</th> <th>種 類</th> <th>体 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号機原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料</td> <td>84体</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2号機原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）</td> <td>新燃料</td> <td>28体</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料</td> <td>254体</td> </tr> <tr> <td>4号機燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）</td> <td>使用済燃料</td> <td>168体</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 管理及び譲渡し 使用済燃料は、譲り渡すまでの期間、2号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピット及び4号機燃料取扱棟内の使用済燃料ピット（1号機、2号機及び4号機共用）に安全に貯蔵する。 これらの使用済燃料は、専用の使用済燃料輸送容器を使用して、廃止措置終了前までに再処理事業者に譲り渡すが、2054年度までの可能な限り早い時期に搬出するように努める。 また、新燃料は、解体工事準備期間から原子炉周辺設備等解体撤去期間の中で加工業者に譲り渡す。 なお、新燃料及び使用済燃料の運搬は、関係法令を遵守して実施する。</p> <p>5. 核燃料物質による汚染の除去 放射能レベルが比較的高い原子炉本体等は、時間的減衰を図る。機器及び</p>	貯蔵場所	種 類	体 数	2号機原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備	新燃料	84体	2号機原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）	新燃料	28体	使用済燃料	254体	4号機燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）	使用済燃料	168体	<p>記載の適正化 （「施設」を「設備」に変更）</p> <p>記載の適正化 （蒸気発生器保管庫について、3号機との共用開始前後の扱いを明確化）</p>
貯蔵場所	種 類	体 数																												
2号機原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備	新燃料	84体																												
2号機原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）	新燃料	28体																												
	使用済燃料	254体																												
4号機燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）	使用済燃料	168体																												
貯蔵場所	種 類	体 数																												
2号機原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備	新燃料	84体																												
2号機原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）	新燃料	28体																												
	使用済燃料	254体																												
4号機燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）	使用済燃料	168体																												

「玄海原子力発電所2号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前 (2020年9月8日 事前了解願ひ)	変更後 (今回)	備考
<p>配管等の内面に付着している汚染については、時間的減衰を図るとともに効果的な除染を行うことで、これらの設備を解体撤去する際の放射線業務従事者の放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くする。(添付-6参照)</p> <p>なお、原子炉周辺設備等解体撤去期間以降については、同期間に入るまでに、除染の可否、除染の方法等について検討し、廃止措置計画の変更を行う。</p> <p>6. 汚染された物の廃棄</p> <p>(1) 解体工事準備期間中の放射性廃棄物の種類、数量、処理及び管理</p> <p>解体工事準備期間中に発生する、以下の放射性物質は、原子炉運転中に発生した廃棄物と同様に廃棄物の種類及び性状等に応じて処理処分を行う。</p> <p>○放射性気体廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に建屋の換気空気、原子炉設置許可申請書に記載の放射性希ガス等の年間放出量と比べて無視できる程度と評価している。 <p>○放射性液体廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉運転中と同様な廃棄物であり、原子炉設置許可申請書に記載の年間放出量を超えないと評価している。 <p>○放射性固体廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉運転中と同様な廃棄物であり、使用済樹脂が約4m³、雑固体廃棄物等が約1,700本(200Lドラム缶相当)発生すると想定している。 <p>(2) 原子炉周辺設備等解体撤去期間以降</p> <p>放射性廃棄物の発生量・処理処分の方法は、解体工事準備期間に行う放射性物質による汚染状況の調査結果を踏まえ、廃止措置計画の変更を行う。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物の処分方法</p> <p>放射能レベルに応じて区分し、それぞれの区分及び性状等に応じて、廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。(添付-7,8参照)</p> <p>廃棄先は、廃棄施設への搬出が必要となる時期までに確定する。</p> <p>7. 廃止措置の工程</p> <p>玄海2号機の廃止措置は、この計画に基づき実施し、2054年度までに完了する予定である。(添付-9参照)</p> <p>8. 品質マネジメントシステム</p> <p>廃止措置期間中における玄海原子力発電所の原子力の安全を確保するため、廃止措置に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを構築し、「保安規定」の品質マネジメントシステム計画に定める。</p> <p>品質マネジメントシステム計画では、社長を経営責任者とし、品質マネジ</p>	<p>配管等の内面に付着している汚染については、時間的減衰を図るとともに効果的な除染を行うことで、これらの設備を解体撤去する際の放射線業務従事者の放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くする。(添付-6参照)</p> <p>なお、原子炉周辺設備等解体撤去期間以降については、同期間に入るまでに、除染の可否、除染の方法等について検討し、廃止措置計画の変更を行う。</p> <p>6. 汚染された物の廃棄</p> <p>(1) 解体工事準備期間中の放射性廃棄物の種類、数量、処理及び管理</p> <p>解体工事準備期間中に発生する、以下の放射性物質は、原子炉運転中に発生した廃棄物と同様に廃棄物の種類及び性状等に応じて処理処分を行う。</p> <p>○放射性気体廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に建屋の換気空気、原子炉設置許可申請書に記載の放射性希ガス等の年間放出量と比べて無視できる程度と評価している。 <p>○放射性液体廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉運転中と同様な廃棄物であり、原子炉設置許可申請書に記載の年間放出量を超えないと評価している。 <p>○放射性固体廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉運転中と同様な廃棄物であり、使用済樹脂が約4m³、雑固体廃棄物等が約1,700本(200Lドラム缶相当)発生すると想定している。 <p>(2) 原子炉周辺設備等解体撤去期間以降</p> <p>放射性廃棄物の発生量・処理処分の方法は、解体工事準備期間に行う放射性物質による汚染状況の調査結果を踏まえ、廃止措置計画の変更を行う。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物の処分方法</p> <p>放射能レベルに応じて区分し、それぞれの区分及び性状等に応じて、廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。(添付-7,8参照)</p> <p>廃棄先は、廃棄施設への搬出が必要となる時期までに確定する。</p> <p>7. 廃止措置の工程</p> <p>玄海2号機の廃止措置は、この計画に基づき実施し、2054年度までに完了する予定である。(添付-9参照)</p> <p>8. 品質マネジメントシステム</p> <p>廃止措置期間中における玄海原子力発電所の原子力の安全を確保するため、廃止措置に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを構築し、「保安規定」の品質マネジメントシステム計画に定める。</p> <p>品質マネジメントシステム計画では、社長を経営責任者とし、品質マネジ</p>	<p>(変更箇所なし)</p>

「玄海原子力発電所2号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）	変更後（今回）	備考
<p>メントシステムを確立し、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、効果的に運用することにより、原子力の安全を確保する。また、品質マネジメントシステムのもとで機能を維持すべき設備及びその他の設備の保守等の廃止措置に係る業務を実施する。 (添付-10参照)</p>	<p>メントシステムを確立し、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、効果的に運用することにより、原子力の安全を確保する。また、品質マネジメントシステムのもとで機能を維持すべき設備及びその他の設備の保守等の廃止措置に係る業務を実施する。 (添付-10参照)</p>	<p>(変更箇所なし)</p>
<p>9. 添付資料</p> <p>添付-1 解体対象施設 添付-2 解体対象施設の配置図 添付-3 解体の主な手順 添付-4 解体工事準備期間中に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件 添付-5 性能維持施設 添付-5 (補足) 使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏れいする事象における燃料の評価について 添付-6 解体工事準備期間における汚染の除去方法 添付-7 主な廃止措置対象施設の推定汚染分布図 添付-8 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量 添付-9 廃止措置工程 添付-10 品質マネジメントシステムの概要</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>9. 添付資料</p> <p>添付-1 解体対象施設 添付-2 解体対象施設の配置図 添付-3 解体の主な手順 添付-4 解体工事準備期間中に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件 添付-5 性能維持施設 添付-5 (補足) 使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏れいする事象における燃料の評価について 添付-6 解体工事準備期間における汚染の除去方法 添付-7 主な廃止措置対象施設の推定汚染分布図 添付-8 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量 添付-9 廃止措置工程 添付-10 品質マネジメントシステムの概要</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

「玄海原子力発電所2号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前 (2020年9月8日 事前了解願ひ)			変更後 (今回)			備考
添付-1 (1/3)			添付-1 (1/3)			
解体対象施設 (1/3)			解体対象施設 (1/3)			
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	
原子炉施設の一 般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋 ^{※1※4}	原子炉施設の一 般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋 ^{※1※1}	
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	
	燃料体	燃料集合体 ^{※2}		燃料体	燃料集合体 ^{※2}	
	原子炉容器	原子炉容器		原子炉容器	原子炉容器	
	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁 ^{※1}		放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁 ^{※1}	
核燃料物質の取 扱施設及び貯蔵 施設	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)	燃料取扱装置	核燃料物質の取 扱施設及び貯蔵 施設	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)	燃料取扱装置	
		燃料移送装置 ^{※3}			燃料移送装置 ^{※3}	
		除染装置 ^{※3}			除染装置 ^{※3}	
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備 ^{※3}		核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備 ^{※3}	対象設備の追加 (使用済燃料輸送容器)
原子炉冷却系統 施設	1次冷却設備	蒸気発生器	1次冷却設備	蒸気発生器		
		1次冷却材ポンプ		1次冷却材ポンプ		
		1次冷却材管		1次冷却材管		
		加圧器		加圧器		
	2次冷却設備	主蒸気管	2次冷却設備	主蒸気管		
		蒸気タービン		蒸気タービン		
		タービンバイパス設備		タービンバイパス設備		
		主蒸気安全弁及び大気放出弁		主蒸気安全弁及び大気放出弁		
	非常用冷却設備	高圧注入系	非常用冷却設備	高圧注入系		
		低圧注入系		低圧注入系		
		蓄圧注入系		蓄圧注入系		
	その他の主要な事項	化学体積制御設備	その他の主要な事項	化学体積制御設備		
余熱除去設備		余熱除去設備				
原子炉補機冷却水設備		原子炉補機冷却水設備				

※1: 放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。

※2: 燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。

※3: 3号機又は4号機との共用施設については解体対象施設から除く。

※4: 1号機のみとの共用施設については解体対象施設に含む。

※1: 放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。

※2: 燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。

※3: 3号機又は4号機との共用設備については解体対象施設から除く。

※4: 1号機のみとの共用設備については解体対象施設に含む。

※5: 供用終了後は発電所構外へ搬出、輸送業者に返却し、解体対象施設から除く。

記載の適正化
(「施設」を「設備」に変更)
(使用済燃料輸送容器の取扱いの追加)

「玄海原子力発電所2号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）	変更後（今回）	備考																																																																		
<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">添付-1 (2/3)</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">解体対象施設（2 / 3）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設区分</th> <th style="width: 20%;">設備等の区分</th> <th style="width: 65%;">設備（建屋）名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">計測制御系統施設</td> <td rowspan="2">計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td>加圧器制御設備</td> </tr> <tr> <td>中央制御室※4</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="3">気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備)</td> <td>ガス圧縮装置※4</td> </tr> <tr> <td>ガス減衰タンク※4</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備)</td> <td>ほう酸回収系</td> </tr> <tr> <td>廃液処理系※1</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水口※3※4</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)</td> <td>アスファルト固化装置※4</td> </tr> <tr> <td>セメント固化装置※3※4</td> </tr> <tr> <td>ペイラ※3※4</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク※3※4</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂処理装置※4</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。</p> <p>※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。</p> <p>※3：3号機又は4号機との共用施設については解体対象施設から除く。</p> <p>※4：1号機のみとの共用施設については解体対象施設に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	計測制御系統施設	計装	核計装	その他の主要な計装	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	中央制御室※4	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備)	ガス圧縮装置※4	ガス減衰タンク※4	原子炉補助建屋排気筒	液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備)	ほう酸回収系	廃液処理系※1	復水器冷却水放水口※3※4	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置※4	セメント固化装置※3※4	ペイラ※3※4	使用済樹脂貯蔵タンク※3※4	使用済樹脂処理装置※4		<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">添付-1 (2/3)</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">解体対象施設（2 / 3）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設区分</th> <th style="width: 20%;">設備等の区分</th> <th style="width: 65%;">設備（建屋）名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">計測制御系統施設</td> <td rowspan="2">計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td>加圧器制御設備</td> </tr> <tr> <td>中央制御室※4</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="3">気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備)</td> <td>ガス圧縮装置※4</td> </tr> <tr> <td>ガス減衰タンク※4</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備)</td> <td>ほう酸回収系</td> </tr> <tr> <td>廃液処理系※4</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水口※3※4</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)</td> <td>アスファルト固化装置※4</td> </tr> <tr> <td>セメント固化装置※3※4</td> </tr> <tr> <td>ペイラ※3※4</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク※3※4</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂処理装置※4</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。</p> <p>※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。</p> <p>※3：3号機又は4号機との共用設備については解体対象施設から除く。</p> <p>※4：1号機のみとの共用設備については解体対象施設に含む。</p> <p>※5：供用終了後は発電所構外へ搬出、輸送事業者へ返却し、解体対象施設から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	計測制御系統施設	計装	核計装	その他の主要な計装	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	中央制御室※4	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備)	ガス圧縮装置※4	ガス減衰タンク※4	原子炉補助建屋排気筒	液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備)	ほう酸回収系	廃液処理系※4	復水器冷却水放水口※3※4	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置※4	セメント固化装置※3※4	ペイラ※3※4	使用済樹脂貯蔵タンク※3※4	使用済樹脂処理装置※4		<p>記載の適正化 (「施設」を「設備」に変更) (使用済燃料輸送容器の取扱いの追加)</p>
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称																																																																		
計測制御系統施設	計装	核計装																																																																		
		その他の主要な計装																																																																		
	安全保護回路	原子炉停止回路																																																																		
		その他の主要な安全保護回路																																																																		
	制御設備	制御材																																																																		
		制御材駆動設備																																																																		
	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備																																																																		
		加圧器制御設備																																																																		
		中央制御室※4																																																																		
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備)	ガス圧縮装置※4																																																																	
ガス減衰タンク※4																																																																				
原子炉補助建屋排気筒																																																																				
液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備)		ほう酸回収系																																																																		
		廃液処理系※1																																																																		
		復水器冷却水放水口※3※4																																																																		
固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)		アスファルト固化装置※4																																																																		
		セメント固化装置※3※4																																																																		
		ペイラ※3※4																																																																		
		使用済樹脂貯蔵タンク※3※4																																																																		
		使用済樹脂処理装置※4																																																																		
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称																																																																		
計測制御系統施設	計装	核計装																																																																		
		その他の主要な計装																																																																		
	安全保護回路	原子炉停止回路																																																																		
		その他の主要な安全保護回路																																																																		
	制御設備	制御材																																																																		
		制御材駆動設備																																																																		
	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備																																																																		
		加圧器制御設備																																																																		
		中央制御室※4																																																																		
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備)	ガス圧縮装置※4																																																																	
ガス減衰タンク※4																																																																				
原子炉補助建屋排気筒																																																																				
液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備)		ほう酸回収系																																																																		
		廃液処理系※4																																																																		
		復水器冷却水放水口※3※4																																																																		
固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)		アスファルト固化装置※4																																																																		
		セメント固化装置※3※4																																																																		
		ペイラ※3※4																																																																		
		使用済樹脂貯蔵タンク※3※4																																																																		
		使用済樹脂処理装置※4																																																																		

「玄海原子力発電所2号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前 (2020年9月8日 事前了解願い)	変更後 (今回)	備考																																																										
<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">添付-1 (3/3)</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">解体対象施設 (3 / 3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設区分</th> <th style="width: 20%;">設備等の区分</th> <th style="width: 65%;">設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備^{※4}</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備^{※3※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>補助建屋換気設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他原子炉の付属施設</td> <td rowspan="3">非常用電源設備</td> <td>受電系統^{※3※4}</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>キャスク保管建屋^{※4}</td> </tr> <tr> <td>その他主要施設</td> <td>建物及び構築物</td> <td>タービン建屋^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。</p> <p>※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。</p> <p>※3：3号機又は4号機との共用施設については解体対象施設から除く。</p> <p>※4：1号機のみとの共用施設については解体対象施設に含む。</p> <p style="margin-top: 20px;"><中 略></p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 ^{※4}	放射線管理設備 ^{※3※4}	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ	排水モニタ	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器 ^{※1}	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	アニュラス空気再循環設備	補助建屋換気設備	原子炉格納容器スプレイ設備	その他原子炉の付属施設	非常用電源設備	受電系統 ^{※3※4}	ディーゼル発電機	蓄電池	その他の主要な事項	キャスク保管建屋 ^{※4}	その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋 ^{※1}	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">添付-1 (3/3)</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">解体対象施設 (3 / 3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設区分</th> <th style="width: 20%;">設備等の区分</th> <th style="width: 65%;">設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備^{※4}</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備^{※3※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>補助建屋換気設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他原子炉の付属施設</td> <td rowspan="3">非常用電源設備</td> <td>受電系統^{※3※4}</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>キャスク保管建屋^{※4}</td> </tr> <tr> <td>その他主要施設</td> <td>建物及び構築物</td> <td>タービン建屋^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。</p> <p>※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。</p> <p>※3：3号機又は4号機との共用設備については解体対象施設から除く。</p> <p>※4：1号機のみとの共用設備については解体対象施設に含む。</p> <p>※5：供用終了後は発電所構外へ搬出、輸送事業者へ返却し、解体対象施設から除く。</p> <p style="margin-top: 20px;"><中 略></p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 ^{※4}	放射線管理設備 ^{※3※4}	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ	排水モニタ	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器 ^{※1}	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	アニュラス空気再循環設備	補助建屋換気設備	原子炉格納容器スプレイ設備	その他原子炉の付属施設	非常用電源設備	受電系統 ^{※3※4}	ディーゼル発電機	蓄電池	その他の主要な事項	キャスク保管建屋 ^{※4}	その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋 ^{※1}	<p style="margin-top: 20px;">記載の適正化 (「施設」を「設備」に変更) (使用済燃料輸送容器の取扱いの追加)</p>
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称																																																										
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 ^{※4}																																																										
		放射線管理設備 ^{※3※4}																																																										
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ																																																										
		排水モニタ																																																										
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器 ^{※1}																																																										
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備																																																										
		原子炉格納容器換気設備																																																										
		アニュラス空気再循環設備																																																										
		補助建屋換気設備																																																										
		原子炉格納容器スプレイ設備																																																										
その他原子炉の付属施設	非常用電源設備	受電系統 ^{※3※4}																																																										
		ディーゼル発電機																																																										
		蓄電池																																																										
	その他の主要な事項	キャスク保管建屋 ^{※4}																																																										
その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋 ^{※1}																																																										
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称																																																										
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 ^{※4}																																																										
		放射線管理設備 ^{※3※4}																																																										
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ																																																										
		排水モニタ																																																										
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器 ^{※1}																																																										
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備																																																										
		原子炉格納容器換気設備																																																										
		アニュラス空気再循環設備																																																										
		補助建屋換気設備																																																										
		原子炉格納容器スプレイ設備																																																										
その他原子炉の付属施設	非常用電源設備	受電系統 ^{※3※4}																																																										
		ディーゼル発電機																																																										
		蓄電池																																																										
	その他の主要な事項	キャスク保管建屋 ^{※4}																																																										
その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋 ^{※1}																																																										

性能維持施設 (1/14)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備(建屋)名称	維持台数			
原子炉施設一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋(補助遮へい(使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ピット))	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	線源となる設備の解体完了まで
		原子炉補助建屋		放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	管理区域の解除まで
原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	炉心支持構造物等の解体完了まで
		原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式			

添付-5 (1/14)

性能維持施設 (1/14)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備(建屋)名称	維持台数			
原子炉施設一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋(補助遮へい(使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ピット))	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	線源となる設備の解体完了まで
		原子炉補助建屋		放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	管理区域の解除まで
原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	炉心支持構造物等の解体完了まで
		原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式			

添付-5 (1/14)

※：1号機のみとの共用設備(2号機にて機能及び性能を維持管理)

備考
記載の適正化
(共用設備について、各設備の共用の対象となる号機を明確化)

「玄海原子力発電所2号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

性能維持施設 (3/14)

変更前 (2020年9月8日 事前了解願い)

添付-5 (3/14)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間		
		設備 (建屋) 名称	維持台数					
核燃料物質の取扱施設 貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	1式	臨界防止機能	新燃料の臨界防止に 影響するようない の有意な損傷がない 状態であること。	2号機原子炉補助建屋 内の新燃料貯蔵設備に 貯蔵している新燃料の 搬出完了まで		
		使用済燃料ピット	1個				使用済燃料及び使用済燃料の貯蔵に 影響するようない の有意な損傷がない 状態であること。	2号機原子炉補助建屋 内の使用済燃料ピット に貯蔵している新燃料 及び使用済燃料の搬出 完了まで
		使用済燃料ラック	1式					
	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット 水位を監視する 設備	1式	水位及び漏えい の監視機能	使用済燃料ピットの 水位が計測でき、水位 高及び低の警報が発信 できる状態であること。 使用済燃料ピット内張 りからの漏えいを監視 する装置が使用できる 状態であること。	2号機原子炉補助建屋 内の使用済燃料ピット に貯蔵している使用済 燃料の搬出完了まで		
		使用済燃料ピット 水の漏えいを 監視する設備	1式					

変更後 (今回)

添付-5 (3/14)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間		
		設備 (建屋) 名称	維持台数					
核燃料物質の取扱施設 貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	1式	臨界防止機能	新燃料の臨界防止に 影響するようない の有意な損傷がない 状態であること。	2号機原子炉補助建屋 内の新燃料貯蔵設備に 貯蔵している新燃料の 搬出完了まで		
		使用済燃料ピット	1個				使用済燃料及び使用済燃料の貯蔵に 影響するようない の有意な損傷がない 状態であること。	2号機原子炉補助建屋 内の使用済燃料ピット に貯蔵している新燃料 及び使用済燃料の搬出 完了まで
		使用済燃料ラック	1式					
	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット 水位を監視する 設備	1式	水位及び漏えい の監視機能	使用済燃料ピットの 水位が計測でき、水位 高及び低の警報が発信 できる状態であること。 使用済燃料ピット内張 りからの漏えいを監視 する装置が使用できる 状態であること。	2号機原子炉補助建屋 内の使用済燃料ピット に貯蔵している使用済 燃料の搬出完了まで		
		使用済燃料ピット 水の漏えいを 監視する設備	1式					

性能維持施設 (3/14)

備考

(変更箇所なし)

変更前 (2020年9月8日 事前了解願い)		変更後 (今回)		備考		
性能維持施設 (4/14)						
施設区分 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	設備等の区分 核燃料物質貯蔵設備	位置、構造及び設備 設備 (建屋) 名称 使用済燃料貯蔵設備	位置、構造及び設備 維持台数 1系統	機能 浄化冷却機能	性能 使用済燃料ピット水の冷却ができていないこと。 使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態にあること。 内包する物質が漏れ出すようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	維持期間 2号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬出完了まで
		燃料取扱替用水タンク	1基			
添付-5 (4/14)						
性能維持施設 (4/14)						
施設区分 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	設備等の区分 核燃料物質貯蔵設備	位置、構造及び設備 設備 (建屋) 名称 使用済燃料貯蔵設備	位置、構造及び設備 維持台数 1系統	機能 浄化冷却機能	性能 使用済燃料ピット水の冷却ができていないこと。 使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態にあること。 内包する物質が漏れ出すようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	維持期間 2号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬出完了まで
		燃料取扱替用水タンク	1基			
添付-5 (4/14)						
備考 (変更箇所なし)						

性能維持施設 (5/14)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備 (建屋) 名称	維持台数			
原子炉冷却施設	その他の主要事項	原子炉補機冷却水	1基	冷却機能 (自動起動機能は除く。)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態にあること。	2号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬出完了まで
		原子炉補機冷却水	1台			
		原子炉補機冷却水	1基			
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備)	原子炉補助建屋排気筒	2基	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理完了まで
		廃液貯蔵タンク	2基			
		格納容器冷却材ドレンタンク	1基			
		補助建屋冷却材ドレンタンク	1基			

添付-5 (5/14)

性能維持施設 (5/14)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備 (建屋) 名称	維持台数			
原子炉冷却施設	その他の主要事項	原子炉補機冷却水	1基	冷却機能 (自動起動機能は除く。)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態にあること。	2号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬出完了まで
		原子炉補機冷却水	1台			
		原子炉補機冷却水	1基			
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備)	原子炉補助建屋排気筒	2基	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理完了まで
		廃液貯蔵タンク	2基			
		格納容器冷却材ドレンタンク	1基			
		補助建屋冷却材ドレンタンク	1基			

添付-5 (5/14)

(変更箇所なし)

備考

性能維持施設 (6/14)

変更前 (2020年9月8日 事前了解願い)

添付-5 (6/14)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備 (建屋) 名称	維持台数			
放射線廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の設備 (液体廃棄物処理設備)	補助建屋機器ドレンタンク	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようないかなる状態でもあり、放射性液体廃棄物を処理する能力を有すること。 内包する物質が漏えいするようないかなる状態でもあり、放射性液体廃棄物の放出に影響するようないかなる状態でもあり、内包する物質が漏えいするようないかなる状態でもあり、	放射性液体廃棄物の処理完了まで
		補助建屋サンプタンク	1基			
		格納容器サンプ	1基			
		B薬品ドレンタンク	1基			
		洗浄排水タンク	2基			
		廃液蒸発装置 (1号機との共用施設のうち1号機設置設備)	1基			
		廃液蒸留水脱塩塔	4基			
		廃液蒸留水タンク	6基			
		復水器冷却水放水口	1式			
		濃縮液パッチタンク	3基			
		A薬品ドレンタンク	1基			

性能維持施設 (6/14)

変更後 (今回)

添付-5 (6/14)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備 (建屋) 名称	維持台数			
放射線廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の設備 (液体廃棄物処理設備)	補助建屋機器ドレンタンク	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようないかなる状態でもあり、放射性液体廃棄物を処理する能力を有すること。 内包する物質が漏えいするようないかなる状態でもあり、放射性液体廃棄物の放出に影響するようないかなる状態でもあり、内包する物質が漏えいするようないかなる状態でもあり、	放射性液体廃棄物の処理完了まで
		補助建屋サンプタンク	1基			
		格納容器サンプ	1基			
		B薬品ドレンタンク*	1基			
		洗浄排水タンク*	2基			
		廃液蒸発装置 (1号機との共用設備のうち1号機設置設備)	1基			
		廃液蒸留水脱塩塔*	4基			
		廃液蒸留水タンク*	6基			
		復水器冷却水放水口*	1式			
		濃縮液パッチタンク*	3基			
		A薬品ドレンタンク*	1基			

※: 1号機のみとの共用設備 (2号機にて機能及び性能を維持管理)

備考

記載の適正化
(「施設」を「設備」に変更)

記載の適正化
(共用設備について、各設備の共用の対象となる号機を明確化)

性能維持施設 (7/14)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備(建屋)名称	維持台数			
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の設備(固体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。	放射性固体廃棄物の処理完了まで
		セメント固化装置	1基			
		ペイラ(1号機との共用施設のうち1号機設置設備)	1基			
		蒸気発生器保管庫	1式	放射性廃棄物貯蔵機能	放射性固体廃棄物を貯蔵できる状態であること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有る状態がないこと。 外部へ放射性物質が漏えいするようなき有る損傷がない状態であること。	
		使用済樹脂貯蔵タンク	8基			
		使用済樹脂計量タンク	1基			
		使用済樹脂移送容器	1基			

添付-5 (7/14)

変更後 (今回)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備(建屋)名称	維持台数			
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の設備(固体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置*	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。	放射性固体廃棄物の処理完了まで
		セメント固化装置*	1基			
		ペイラ(1号機との共用設備のうち1号機設置設備)*	1基			
		蒸気発生器保管庫**	1式	放射性廃棄物貯蔵機能	放射性固体廃棄物を貯蔵できる状態であること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有る状態がないこと。 外部へ放射性物質が漏えいするようなき有る損傷がない状態であること。	
		使用済樹脂貯蔵タンク*	8基			
		使用済樹脂計量タンク*	1基			
		使用済樹脂移送容器*	1基			

添付-5 (7/14)

※ : 1号機のみとの共用設備 (2号機にて機能及び性能を維持管理)
 ※※ : 1号機及び3号機との共用設備 (3号機との共用開始前までは2号機、共用開始後は3号機にて機能及び性能を維持管理)

備考

記載の適正化
(「施設」を「設備」に変更)
 記載の適正化
(共用設備について、各設備の共用の対象となる号機を明確化)

性能維持施設 (10/14)

変更前 (2020年9月8日 事前了解願い)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備 (建屋) 名称	維持台数			
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	1基	放射性物質の格納容器 (事故時の放射性物質の漏えい防止機能は除く。)	外部へ放射性物質が漏えいするようない状態であること。	管理区域の解除まで
		原子炉格納容器換気設備	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	
	その他の主要事項	原子炉格納容器	1基	放射性物質の格納容器 (事故時の放射性物質の漏えい防止機能は除く。)		
		原子炉格納容器換気設備	1台	換気機能		
		原子炉格納容器	1基	放射性物質の格納容器 (事故時の放射性物質の漏えい防止機能は除く。)		
		原子炉格納容器換気設備	1台	換気機能		
		原子炉格納容器	1基	放射性物質の格納容器 (事故時の放射性物質の漏えい防止機能は除く。)		
原子炉格納容器換気設備	1台	換気機能				

添付-5 (10/14)

変更後 (今回)

性能維持施設 (10/14)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備 (建屋) 名称	維持台数			
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	1基	放射性物質の格納容器 (事故時の放射性物質の漏えい防止機能は除く。)	外部へ放射性物質が漏えいするようない状態であること。	管理区域の解除まで
		原子炉格納容器換気設備	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	
	その他の主要事項	原子炉格納容器	1基	放射性物質の格納容器 (事故時の放射性物質の漏えい防止機能は除く。)		
		原子炉格納容器換気設備	1台	換気機能		
		原子炉格納容器	1基	放射性物質の格納容器 (事故時の放射性物質の漏えい防止機能は除く。)		
		原子炉格納容器換気設備	1台	換気機能		
		原子炉格納容器	1基	放射性物質の格納容器 (事故時の放射性物質の漏えい防止機能は除く。)		
原子炉格納容器換気設備	1台	換気機能				

添付-5 (10/14)

(変更箇所なし)

備考

変更前 (2020年9月8日 事前了解願い)		変更後 (今回)		備考
性能維持施設 (11/14)				
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能
		設備 (建屋) 名称	維持台数	
原子炉格納施設	その他の主要な事項	補機室給気ファン	2台	換気機能
		補機室給気ユニット	1基	
		補助建屋排気ファン	2台	
		補助建屋排気ユニット	2基	
		原子炉補助建屋排気筒	2基	
		性能		維持期間
		放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。		管理区域の解除まで
添付-5 (11/14)				
性能維持施設 (11/14)				
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能
		設備 (建屋) 名称	維持台数	
原子炉格納施設	その他の主要な事項	補機室給気ファン	2台	換気機能
		補機室給気ユニット	1基	
		補助建屋排気ファン	2台	
		補助建屋排気ユニット	2基	
		原子炉補助建屋排気筒	2基	
		性能		維持期間
		放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。		管理区域の解除まで
添付-5 (11/14)				
備考				
(変更箇所なし)				

性能維持施設 (12/14)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備(建屋)名称	維持台数			
その他の原子炉の付属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1台	電源供給機能 (自動起動機能及び自動給電機能は除く。)	非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。 直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できること。	2号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬出完了まで 建屋の解体前まで
		蓄電池	1組	電源供給機能		
その他の原子炉補助施設	その他の主要事項	キャスク保管建屋	1式	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	1号及び2号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬出完了まで
		原子炉補機冷却海水設備	1台	冷却機能 (自動起動機能は除く。)	性能維持施設へ海水を供給できること。	2号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬出完了まで

添付-5 (12/14)

変更後 (今回)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備(建屋)名称	維持台数			
その他の原子炉の付属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1台	電源供給機能 (自動起動機能及び自動給電機能は除く。)	非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。 直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できること。	2号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬出完了まで 建屋の解体前まで
		蓄電池	1組	電源供給機能		
その他の原子炉補助施設	その他の主要事項	キャスク保管建屋 [※]	1式	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	1号及び2号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬出完了まで
		原子炉補機冷却海水設備	1台	冷却機能 (自動起動機能は除く。)	性能維持施設へ海水を供給できること。	2号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬出完了まで

※：1号機のみとの共用設備(2号機にて機能及び性能を維持管理)

添付-5 (12/14)

備考

記載の適正化
(共用設備について、各設備の共用の対象となる号機を明確化)

「玄海原子力発電所2号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前 (2020年9月8日 事前了解願ひ)

添付-5 (14/14)

性能維持施設 (14/14)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備 (建屋) 名称	維持台数			
その他 主要施設	発電所 補助施設	消火設備	1式	消火機能	消火栓から放水できる 状態であること。 非常用照明が点灯 できる状態であること。	各建屋の解体前まで
		消火配管	1式			
		非常用照明	1式	照明機能		

〈後 略〉

変更後 (今回)

添付-5 (14/14)

性能維持施設 (14/14)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備 (建屋) 名称	維持台数			
その他 主要施設	発電所 補助施設	消火設備	1式	消火機能	消火栓から放水できる 状態であること。 非常用照明が点灯 できる状態であること。	各建屋の解体前まで
		消火配管	1式			
		非常用照明	1式	照明機能		

〈後 略〉

備考
(変更箇所なし)